

2016 年 3 月 28 日

学術大型研究計画策定における審査・評価プロセスについて

科学者委員会
学術の大型研究計画検討分科会

1. 学術大型研究計画の審査・評価の担当組織

- ① 学術の大型研究計画検討分科会（以下、本分科会）
- ② 分野（部）別大型研究計画評価小分科会（以下、評価小分科会）

2. 審査・評価プロセス

（ア）評価小分科会の構成

① 評価小分科会の構成

評価小分科会は、8-10 名程度の会員・連携会員で構成する。本構成は、幹事会の承認を経て最終決定とする。

なお、各評価小分科会には、本分科会の委員が 1 名入ることとする。ただし、本分科会委員は、評価小分科会における計画の評価には参画しない。

② 委員長選出

評価小分科会委員長は、評価小分科会において互選で選出される。ただし、当人が提案者である場合には、その任に当たることができない。評価小分科会委員長は、重点大型研究計画の策定において構成する審査小委員会委員も原則として務めることとする。

（イ）審査・評価のプロセス

① 応募提案の取り纏めと送付

- 1) 本分科会及び日本学術会議事務局は、応募提案について、資格等の確認を行い、審査の対象とする提案を確定する。
- 2) 日本学術会議事務局は、各分野の応募提案を、当該分野の評価小分科会委員に評価用紙とともに直接送付する。

② 評価小分科会における評価

- 1) 評価小分科会にて、利益相反の考え方・審査方法を確認する。
- 2) 評価小分科会委員は、学術大型研究計画（区分Ⅰ）及び学術大型研究計画（区分Ⅱ）の目的・意義を十分理解の上、当該分野の全応募提案を 自らの見識の下で厳正に評価 し、その結果を評価用紙（別添）に記入して日本学術会議事務局に送付する。なお、評価小分科会委員自身が提案者になっている提案及び当該提案の策定に密接に参画した提案については、評価を辞退することとする。

提案の評価方法は（エ）項に示す。

- 3) 応募の際、(副)の学術研究領域を指定した提案については、評価小分科会の判断により、(副)に指定された評価小分科会に評価を依頼することができる。
(副)に指定された評価小分科会の評価結果は、5)、7)における評価小分科会の判断の際に参考とされる。
- 4) 日本学術会議事務局は、評価小分科会委員の評価結果を集計し、その結果を当該分野(部)の評価小分科会に報告する。その際、評価した小分科会委員の名は伏せる。同時に、各評価小分科会委員が、利益相反の観点からどの提案の評価を辞退したのかを別途一覧にし、当該分野(部)の評価小分科会に報告する。
- 5) 評価小分科会は、総合評価の平均点にもとづき、当該分野(部)の応募提案(区分Ⅰ・学術研究領域で融合領域(コード32-1、33-1、34-1)を選択した提案を除く)について、順位を付けた評価結果を作成する。なお、同一平均点の提案については評価小分科会の判断で順位付けを行うこととする。また、理由を付して提案の順位を入れ替えることができる。
- 6) 評価小分科会は、当該分野(部)の応募提案(区分Ⅰ・学術研究領域で融合領域(コード32-1、33-1、34-1)を選択した提案)について、評価を行う。
- 7) 評価小分科会は、当該分野(部)の応募提案(区分Ⅱ)について、必要に応じコメントを作成する。
- 8) 評価小分科会は、4)の各評価小分科会委員がどの提案の評価を辞退したのかの一覧等をもとに、各評価小分科会委員の評価が利益相反の点から問題がないことを確認する。
- 9) 評価小分科会は、当該分野(部)の評価結果を、本分科会に報告する。

③ 本分科会における学術大型研究計画の策定

本分科会は、評価小分科会における評価結果に基づき審議を行い、学術大型研究計画を策定する。

(ウ) 守秘義務と評価の非公開審議について

本策定作業に関わる本分科会委員、各評価小分科会委員、日本学術会議事務局関係者には、提案内容及び評価の結果について守秘義務が課せられる。また、本分科会及び評価小分科会における評価に関する審議は非公開とする。

(エ) 提案の評価法について

学術大型研究計画(区分Ⅰ)及び学術大型研究計画(区分Ⅱ)の各提案の評価法は以下のとおりである。

I. 学術大型研究計画(区分Ⅰ・学術研究領域で融合領域(コード32-1、33-1、34-1)

を選択した提案を除く)

a. 項目評価について

評価小分科会委員は、利害関係者になる場合を除く当該分野の全提案について、

下記 5 項目に関して 3 段階で評価する。各評価項目の全提案に関する平均値は「2」として、特に高い場合には「3」、低い場合には「1」とする。

- i. 学術的価値
 - ii. 科学者コミュニティの合意（他の提案との重複の有無なども含む）
 - iii. 計画の実施主体、計画の妥当性、共同利用体制の充実度
 - iv. 社会的価値（国民の理解、知的価値、経済的・産業的価値など）
 - v. 大型研究計画としての適否
- b. 総合評価について
- 評価小分科会委員は、利害関係者になる提案を除く当該分野の全提案について、
- a. の項目評価の結果を踏まえて、以下に従って総合評価を 6 段階で行う。
 - ① 全提案について審査を行い、「学術大型研究計画に相応しい水準を下回る提案」、及び「水準をどちらかといえぱ下回る提案」については、それぞれ「1」「2」を付ける。（注 1）
 - ② 次に、利害関係者になる提案及び①で「1」または「2」が付いた提案を除く全提案について、「3」から「6」の評価点で 相対評価 を行う。ただし、「6」を最も高い評価点とする。
 - ③ 評価点分布は、利害関係者になる提案及び①で「1」または「2」が付いた提案を除く当該分野の全提案の総数に基づき、表 1 に従って定めるものとする。

利害関係にある提案および①で「1」または「2」が付いた提案を除いた応募提案(区分I)の総数	評価点6を与える提案件数	評価点5を与える提案件数	評価点4を与える提案件数	評価点3を与える提案件数
1	いずれの評価点でもよい			
2	0	1	1	0
3	1	1	1	0
4	1	1	1	1
5	1	2	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	2	1
8	1	3	3	1
9	2	3	3	1
10	2	3	3	2
11	2	4	3	2
12	2	4	4	2
13	2	5	4	2
14	2	5	5	2
15	3	5	5	2
16	3	5	5	3
17	3	6	5	3
18	3	6	6	3
19	4	6	6	3
20	4	6	6	4
21	4	7	6	4
22	4	7	7	4
23	4	8	7	4
24	4	8	8	4
25	5	8	8	4
26以上	20%以下	30-35%	30-35%	20%以下

表 1 評価点分布の一覧表

（注 1）あくまで一般論であるが、たとえ全提案の中で 10-25%程度の提案が「1」また「2」の評価を受けたとしても、本分科会はそれに対して違和感を持つものではない。

II. 学術大型研究計画（区分 I）（学術研究領域で融合領域（コード 32-1、33-1、34-1）

を選択した提案）

a. 項目評価について

評価小分科会委員は、利害関係者になる場合を除く当該分野の全提案について、下記 5 項目に関して 3 段階で評価する。各評価項目の全提案に関する平均値は「2」として、特に高い場合には「3」、低い場合には「1」とする。

- i. 学術的価値
- ii. 科学者コミュニティの合意（他の提案との重複の有無なども含む）
- iii. 計画の実施主体、計画の妥当性、共同利用体制の充実度
- iv. 社会的価値（国民の理解、知的価値、経済的・産業的価値など）
- v. 大型研究計画としての適否

b. 総合評価について

評価小分科会委員は、利害関係者になる提案を除く当該分野の全提案について、「1」から「3」の 3 段階で総合評価を行う。ただし、評価点は以下の評価基準に従って、絶対評価に基づいて行うものとする。

- 3: 学術大型研究計画に相応しい水準を大きく上回っている
- 2: 学術大型研究計画に相応しい水準である
- 1: 学術大型研究計画に相応しい水準を下回っている

III 学術大型研究計画（区分 II）

提案について、学術的観点から実施の継続等についてコメントがあれば、記載する。

3. スケジュール（状況により変更の可能性があります）

5 月 13 日 評価小分科会委員より、事務局への当該分野（部）の評価結果（区分 I・区分 II）の送付締切

6 月 16 日 評価小分科会より事務局への当該分野（部）の評価結果（区分 I（学術研究領域で融合領域（コード 32-1、33-1、34-1）を選択した応募提案を除く）及び区分 II）の送付締切

6 月末頃 本分科会において学術大型研究計画（案）を策定